

平成23年

上砂川町議会会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

平成23年上砂川町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 (9月14日)

議事日程	5
会議録署名議員	5
開会の宣告	5
開議の宣告	6
会議録署名議員指名について	6
会期決定について	6
諸般の報告	6
高橋成和の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	6
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告	6
例月出納検査結果報告(6・7・8月分)	7
町長行政報告	7
教育長教育行政報告	7
同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(同意)	8
同意第 2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	8
同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	9
議案第34号 上砂川岳スキー場の廃止にともなう関係条例の整理に関する条例制定について	10
議案第35号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)	11
議案第36号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)	14
認定第 1号 平成22年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	15
認定第 2号 平成22年度上砂川町水道事業会計決算認定について	15
決算特別委員会設置及び付託について	16
報告第 3号 平成22年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	17
休会について	19
散会の宣告	19

第 2 号 (9月16日)

議事日程	21
会議録署名議員	21
開議の宣告	21
会議録署名議員指名について	21
一般質問	21
大 内 兆 春	21
町長 貝 田 喜 雄	22
住民課長 高 木 則 和	24
高 橋 成 和	25

福祉医療センター参事 高橋 良	26
水谷 寿彦	28
教育長 勝又 寛	29
数馬 尚	29
福祉課長 山本 丈夫	30
議案第34号 上砂川岳スキー場の廃止にともなう関係条例の整理に関する条例制定について (原案可決)	31
議案第35号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)(原案可決)	32
議案第36号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)(原案可 決)	32
調査第3号 所管事務調査について(許可)	32
派遣第3号 議員派遣承認について(承認)	32
追加日程について	33
意見書案第10号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(原案可決)	33
意見書案第11号 電力多消費型経済からの転換を求める意見書(原案可決)	34
閉会の宣告	35
出席議員	36
説明のため出席した者	37
事務局職員出席者	37

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 3 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 1 4 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 1 3 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
9 月 1 4 日～9 月 1 6 日
3 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（高橋議員）
 - 3) 第 2 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告（議長）
 - 4) 例月出納検査結果報告（6・7・8 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 1 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 2 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
※ 同意第 1 号・2 号・3 号は、即決とする。
- 第 9 議案第 3 4 号 上砂川岳スキー場の廃止にともなう関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 1 0 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 1 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度上砂川

町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）

※ 議案第 3 4 号～第 3 6 号までは、提案理由・内容説明までとする。

第 1 2 認定第 1 号 平成 2 2 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について

第 1 3 認定第 2 号 平成 2 2 年度上砂川町水道事業会計決算認定について

※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明・質疑までとし特別委員会に付託。

第 1 4 決算特別委員会設置及び付託について

第 1 5 報告第 3 号 平成 2 2 年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

○会議録署名議員

4 番	数	馬	尚
5 番	高	橋	成 和

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8 名であります。

理事者側につきましては、永井教育次長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 23 年第 3 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開

会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(堀内哲夫) 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長(堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、4番、数馬議員、5番、高橋議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長(堀内哲夫) 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月16日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(堀内哲夫) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

○議長(堀内哲夫) 次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告について報告を求めます。高橋議員。

○5番(高橋成和) 空知中部広域連合議会につ

いて。

標記の件につき、平成23年空知中部広域連合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成23年8月29日月曜日午後1時半から。

場所でございますが、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件でございますが、認定第1号 平成22年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号 平成22年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号 平成22年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号 平成22年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について。議案第1号 平成23年度空知中部広域連合一般会計補正予算(第2号)。議案第2号 平成23年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算(第1号)。議案第3号 平成23年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算(第1号)。議案第4号 平成23年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算(第1号)。

結果でございますが、慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、資料につきましては事務局のほうに保管してありますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 次、第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告については、私から報告いたします。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会について。

標記の件につき、平成23年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございます。平成23年7月27日午前10時より。

場所につきましては、歌志内市公民館。

議件でございます。選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について、議案第1号 平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、報告第1号 例月現金出納検査報告について。

結果、慎重審議の結果、副議長に深川市議会、東出議員が選任されたほか、各議件とも全会一致原案のとおり可決いたしました。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（貝田喜雄） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成23年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について、特にご報告申し上げる事項はありませんが、町内外の行事、会議などにつきましてはお手元に配付の行政報告書のとおりでございますので、ごらんをいただきまして、町長行政報告にかえさせていただきます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 次、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成23年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていた

だいております報告書のとおりでございますが、全国学力・学習状況調査の実施につきましてご報告を申し上げます。

全国学力・学習状況調査につきましては、ことで5回目となりましたが、昨年度と同様に当町では中学校が抽出対象校となり、3年生を対象に国語、算数、小学校につきましては希望利用として6年生を対象に国語、算数を4月19日に実施する予定でしたが、3月11日に発生いたしました東日本大震災によりまして文部科学省として7月まで延期とし、9月以降の実施に向けて検討するとしておりましたが、このたび本年度の実施につきましては見送りするとしたところであります。しかしながら、文部科学省は各教育委員会及び学校等における調査結果に基づく改善の継続を支援するため、希望する場合は国が作成した問題冊子等を9月下旬をめぐりとして配付することとし、国による全国平均や都道府県別の集計はしないとしたところであります。

以上の状況を踏まえて、北海道教育委員会として当初抽出及び希望していた学校につきまして9月27日を基準日として全道一斉に実施することになりましたので、当町におきましても同日に調査を実施いたします。

なお、採点や集計、分析は道教委が行ってくれることとなっており、調査結果の提供につきましては現在のところ12月を予定し、公表については1月下旬としておりますが、具体的な内容は示されていない状況となっております。

また、来年度以降の全国学力・学習状況調査の方向性についてであります。平成24年度は平成22年度と同様に抽出調査及び希望利用方式で4月17日に実施の予定で、対象教科は国語、算数、数学に加えて理科を新たに追加し、震災の被災地の今後の状況を踏まえて本年度末までに最終的に判断するとしております。平成25年度調査につきましては、数年に1度は市町村や学校においてもこれまで蓄積されたデータに加え最新のデータが得

られるようにする必要があり、国としても教育格差等の状況を把握、分析し、教育改善に資するために抽出希望方式ではなく、全学校を対象としたきめ細かい調査を実施する予定であるということをご報告いたします。

なお、本年度の分析結果等が判明いたしましたらご報告いたしますし、現在実施しております巡回指導教員と教科教員による複数配置による授業の巡回指導教員推進事業に期待をしているところでありますし、朝読書、家庭学習の励行指導や教職員の校内研修等の充実と指導力向上に対しまして学校現場に適切な指導を行い、子供たちの学力向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

ここで慣例によりまして栗原教育委員長の退席をお願いいたします。

〔教育委員長 栗原順道 退場〕

○議長（堀内哲夫） それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員栗原順道氏が平成23年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

それでは、内容の説明に入りますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育委員会委員に

任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、上砂川町字上砂川町302番地（東鶉北3条1丁目3番1号）。氏名、栗原順道。生年月日、昭和26年10月21日。職業、僧侶。備考、任期4年。

本件につきましては人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

それでは、栗原教育委員長の入場をお願いいたします。

〔教育委員長 栗原順道 入場〕

○議長（堀内哲夫） ここで栗原教育委員長よりごあいさつを受けたいと思います。

○教育委員長（栗原順道） ただいま任命を受けました栗原でございます。

今後とも4年間、何もわからない私でございますけれども、皆さん方のご指導とご協力をいただきながら努めてまいりたいと、そのように思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

◎同意第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員木村征紀氏が平成23年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

それでは、内容の説明に入りますので、本文をご参照願います。次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字鶉23番地150（下鶉南1条3丁目3番2号）。氏名、木村征紀。生年月日、昭和16年11月14日。職業、無職。備考、任期4年。

本件につきましては人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は町長提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意すること

に決定いたしました。

◎同意第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、現委員庄田繁氏が平成23年9月30日で任期満了となるに伴い、後任に伊藤伸一氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであること。

内容の説明に入りますので、本文をご参照願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字鶉23番地107（下鶉南3条2丁目5番6号）。氏名、伊藤伸一。生年月日、昭和21年12月26日。職業、無職。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いをいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第34号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第34号 上砂川岳スキー場の廃止にともなう関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第34号 上砂川岳スキー場の廃止にともなう関係条例の整理に関する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川岳スキー場の廃止にともなう関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、上砂川岳スキー場を廃止するに伴い、関係条例の整理をするものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第34号について内容のご説明をいたします。

上砂川岳スキー場につきましては、昭和46年のオープン以来、多くの方に利用され、オープン当初は一シーズン40万人を超える利用者がおりましたが、その後のレジャーの多様化などにより年々スキー人口が減少し、平成16年度シーズンでは利用者が14万人を切り赤字運営となり、さらに安全運行を行うためのリフト等の設備の老朽化により設備整備に多額の費用を要することから、町といたしましては外部委託を含めスキー場運営を継続するため民間事業所との交渉を進めてまいりまし

たが、交渉が調わず、平成17年度シーズンを最後に休止しているところでございます。

スキー場につきましては、休止後5年が経過したことによりリフト等の設備がさらに老朽化し、使用できない状況にあり、あわせて北海道運輸局から今後のスキー場運営についての強い指導があり、早急な見解を求められております。また、現在ゲレンデ部分につきましては温泉宿泊者の景観向上と町民の憩いの場としての花卉植栽やマウンテンバイク競技コースとして一部活用している経過もありますことから、本年6月の第2回町議会定例会での町長行政報告においてご説明をさせていただきましたとおり、町づくり町民会議におきましてスキー場の廃止についてお諮りし、廃止することの了承をいただきましたことからスキー場を廃止することとし、国民休養地体育施設設置条例など関係する条例の廃止及び一部改正をするものであります。

なお、スキー場廃止に伴うリフト等の鉄塔の撤去につきましては、現在効率的な撤去方法を検討しており、またゲレンデの利活用につきましても町づくり町民会議を中心に町民の皆様方からの意見をいただき活用方法を決定し、整備していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

それでは、本文に入らせていただきます。

上砂川岳スキー場の廃止にともなう関係条例の整理に関する条例。

（上砂川町国民休養地体育施設設置条例の廃止）

第1条 上砂川町国民休養地体育施設設置条例（昭和61年上砂川町条例第23号）は、廃止する。

（上砂川岳スキー場特殊索道運行条例の廃止）

第2条 上砂川岳スキー場特殊索道運行条例（平成6年上砂川町条例第20号）は、廃止する。

（上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第3条 上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、スキー場」を削る。

附則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第35号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第35号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第35号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億130万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第35号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款道支出金270万円の追加で、1億1,521万3,000円となります。

2項道補助金270万円の追加で、3,488万9,000

円となります。

18款諸収入183万3,000円の追加で、2億3,809万6,000円となります。

5項雑入183万3,000円の追加で、2億2,737万3,000円となります。

20款繰越金1,036万7,000円の追加で、2,538万3,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,490万円の追加で、28億130万円となります。

2、歳出、2款総務費368万3,000円の追加で、1億2,271万5,000円となります。

1項総務管理費368万3,000円の追加で、1億1,150万6,000円となります。

5款労働費270万円の追加で、978万円となります。

1項労働費、同額であります。

7款商工費200万円の追加で、5,753万2,000円となります。

1項商工費、同額であります。

9款消防費120万9,000円の追加で、1億3,337万3,000円となります。

1項消防費、同額であります。

10款教育費70万8,000円の追加で、8,356万円となります。

2項小学校費70万8,000円の追加で、2,688万5,000円となります。

11款災害復旧費460万円の追加で、1,081万3,000円となります。

2項その他公共施設災害復旧費460万円の追加で、1,080万円となります。

歳出合計が1,490万円の追加で、28億130万円となります。

事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、歳出、総務費、総務管理費、9目諸費145万円の追加で、454万6,000円となります。23節償還金、利子及び割引料145万円の追加は、自立支援給付費に係る国、道負担金の精算還付金の追加でござ

います。

11日地域振興費223万3,000円の追加で、827万1,000円となります。本日は、地域づくり研修会事業23万3,000円、上砂川ふるさと会設立事業40万円のほか自治会連絡協議会補助金160万円を計上するもので、お手元に配付しております資料にて内容のご説明をさせていただきたいと思えます。

初めに、配付しております資料ナンバー1をごらんいただきたいと思えます。地域づくり研修会事業で第5回明日の上砂川を考える集いについてであります。本事業につきましては、ことしで5回目となり、上砂川町の新たな町づくりのために講師を交え意見交換に取り組むものでございまして、対象者につきましては商工会議所会員、町内事業所に勤務する者、町職員及び町議会議員となっており、本年10月21日に上砂川岳温泉パンケの湯で開催を予定しているものでございます。講演の内容につきましては、「みんなで快適に暮らせるまちづくりへのチャレンジ」と題しまして、留萌市商店街振興組合連合会専務理事、室本氏を講師に開催を予定するものでございまして、6の予算につきましては総額23万3,000円で例年どおり市町村振興協会助成金23万3,000円の交付を受け、報償費以下の所要予算を計上するものでございます。

続きまして、資料ナンバー2をごらん願います。上砂川ふるさと会の設立についてでございます。企業情報の収集を図り、企業誘致活動を推進することを目的に上砂川会を設立すべく会員の募集を募るなど準備作業を進めてまいり、8月現在ではございますが、札幌会におきましては53名、東京会で56名の会員の申し込みがございました。そのうち札幌会を先行して立ち上げまして、準備委員会等を設置し、発足会に向けての準備を進めてきたところでございます。発足式につきましては上砂川町で開催する予定でございましたが、会員の多くの方が勤め人もしくは主婦であることから、多くの会員に出席をしていただくため札幌市内で

の開催との意見もございましたので、10月下旬から11月上旬の土曜日に札幌市のポールスター札幌での開催を予定しているものでございます。なお、発足式には町側からの出席者につきましては町三役のほか正副議長、商工会議所会頭、事務局など10名を予定しております。発足後の運営につきましては、5に記載のとおりで、6の予算につきましては需用費で発足会用食料費、消耗品費等33万円のほか、郵便料、会場使用料など40万円を計上するものでございます。

次に、資料ナンバー3をごらん願います。自治会連絡協議会補助金（地域コミュニティー事業）の概要でございます。自治会連絡協議会が自治総合センター助成事業を活用し、各町自治会で行う地域住民の交流事業等が円滑に実施できるよう移動式音響設備及び映像装置を整備するものでございます。事業内容につきましては、移動式音響設備といたしまして、アンプ、マイク、発電機等の事業といたしまして96万4,000円、映像設備といたしましてプロジェクター、パソコン、プリンターなどの事業費で63万6,000円、事業費総額で160万円となり、100%補助事業で、町の予算を通しまして進めるものでございます。

予算書へお戻りいただきたいと思えます。次に、労働費でございます。労働費、1日労働諸費270万円の追加で、978万円となります。道の緊急雇用対策となります町有施設等の冬期維持管理事業経費の追加でございます。

配付しております資料ナンバー4をごらん願います。本事業につきましては、北海道において失業者の雇用の確保を図るため、国の平成20年度の第2次補正予算により道において設置いたしました緊急雇用創出事業臨時交付金を活用し、実施するものでございます。本町におきましては、平成21年度から23年度までの3カ年分として1,262万6,000円を活用するもので、既に平成23年度予算におきましても公共施設等環境整備事業として公共施設等の周辺の草刈りなどを実施しているところ

ろでございます。このたび道より事業の追加募集がございましたので、町有財産等の冬期維持管理事業といたしまして追加実施するものでございます。事業内容でございますが、各種町有施設周辺等の除雪等の環境整備を実施するもので、事業の要件は3に記載のとおりでございます。全額補助対象となるもので、雇用期間につきましては平成23年11月1日から平成24年3月19日まで、町の直接雇用により3名を雇用し、それぞれ92日間の事業量を見込むものでございます。予算につきましては、賃金で191万円のほか、事業に必要な消耗品、燃料費等の需用費のほか、機器借り上げ料など70万9,000円を含め、総額270万円となるものでございます。

予算書へお戻り願います。6ページ、商工費でございます。商工費、1目商工振興費200万円の追加で、2,233万6,000円となります。商工会議所が実施するプレミアムつき商品券発行事業に係る商工会議所補助金の追加でございます。

資料ナンバー5をごらん願います。商工会議所補助金（プレミアムつき商品券発行事業）の概要でございます。町内全域における消費拡大誘導による地域経済の浮揚と活性化を図るため、商工会議所が行うプレミアムつき商品券発行事業に対しまして商工会議所へ補助するものでございます。事業の概要でございますが、これまでのプレミアムつき商品券同様1万2,000円の商品券を1万円で1,000セット販売をするもので、発行総額は1,200万円となるものでございます。商品券の購入限度につきましては、町民1人につき最大5セットとして進めるものでございまして、10月中旬に販売を予定しており、使用期間につきましては来年3月までの6カ月間としております。周知方法につきましては、町広報及びPRチラシにより住民へ周知を図るもので、割り増し特典分の200万円について計上をするものでございます。

予算書へお戻り願います。消防費、消防費、2目非常備費120万9,000円の追加で、808万6,000円

となります。19節負担金、補助及び交付金で北海道総合事務組合負担金120万9,000円の追加につきましては、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災により250名余りの消防団員が公務中に被災し、被災した消防団員の公務災害補償金の財源を確保するため、本年度に限り消防団員等の公務災害補償に係る掛金の引き上げが行われましたことから追加するものでございます。

教育費、小学校費、1目学校費70万8,000円の追加で、2,103万9,000円となります。18節備品購入費70万8,000円の追加でございますが、小学校の給食において、揚げ物につきましては現在芦別市の業者に発注しておりましたが、岩見沢市内の食中毒の発生後、学校給食の衛生安全管理基準が厳しくなり、この基準を満たすことができないことから撤退の申し入れがありましたことから、単置校である中央小学校内での自校での揚げ物調理をするため新たに揚げ物用のフライヤーを購入するものでございます。

続きまして、災害復旧費でございます。その他公共施設災害復旧費、1目公共施設災害復旧費460万円の追加で、1,080万円となります。9月2日から4日にかけての大雨により災害復旧費に係る追加でございます。

資料ナンバー7をごらん願います。9月2日から4日の大雨による被害状況でございますが、台風12号の接近による影響によりまして大雨となりまして、本町におきましては町道ののり面などに被害が発生いたしました。本町での降雨量でございますが、9月2日から4日までの3日間に190.6ミリの降雨量を観測いたしました。この大雨により町道若草線ののり面の崩落などの被害が発生したところでございます。

被害状況等でございますが、初めに①の町道若草線でございますが、雨水が道路よりのり面に流れ込み、幅6メートル、高さ6メートル、表層1.5メートルにわたり崩落し、現在通行どめの措置をしてございますが、この復旧工事につきましては

崩落いたしましたのり面部分を布団かごにより復旧し、道路横断排水を布設、のり面への雨水の流入の防止と舗装補修を行うもので、所要経費につきましては340万円となっております。

次に、朝駒団地8号棟排水側溝でございます。朝駒団地8号棟駐車場の側溝から雨水がオーバーフローいたしまして、駐車場が約5センチから10センチ程度水が滞留したもので、素掘りによりみず道をつくり、町道排水への誘導措置を講じたところでございますが、復旧工事といたしまして団地内排水路から町道への配水管を整備し、対策を講じるもので、所要経費につきましては40万円となっております。

③の浄水場取水堰堤でございますが、この大雨により川の増水によりまして堰堤内に530立米ほどの土砂が堆積いたしましたので、これを撤去するもので、所要経費につきましては80万円となり、災害復旧費総額で460万円となるものでございます。

予算書へお戻り願います。ただいまの内容によりまして、工事請負費460万円を計上するものでございます。

次に、歳入でございます。4ページをお開き願います。2、歳入、道支出金、道補助金、4目労働費補助金270万円の追加で、660万円となります。緊急雇用創出推進事業に係る補助金を追加するものでございます。

諸費、雑入、5目雑入183万3,000円の追加で、2億2,736万9,000円となります。市町村振興協会地域づくり研修会事業助成で23万3,000円、自治総合センターコミュニティー助成で160万円を追加するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金1,036万7,000円の追加で、2,538万3,000円となります。不足となります財源につきましては前年度繰越金を充当し、計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容

の説明を終わります。

◎議案第36号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第36号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第36号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,655万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月14日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第36号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、1、歳入、4款繰越金60万円の追加で、60万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が60万円の追加で、1億7,655万2,000円となります。

2、歳出、1款老人保健施設費60万円の追加で、1億5,201万5,000円となります。

1 項総務費、同額であります。

歳出合計が60万円の追加で1億7,655万2,000円となります。

続きまして、事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費60万円の追加で、1億5,201万5,000円となります。11節需用費で給湯ボイラー循環ポンプ及び温水パネルヒーターの修繕料を計上するものでございます。

次に、歳入でございます。2、歳入、繰越金、繰越金、1目繰越金60万円の追加で、60万円となります。前年度繰越金139万8,000円のうち60万円を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、認定第1号及び日程第13、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由の説明及び内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成22年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成22年度上砂川町水道事業会計決算認定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました認定第1号並びに認定第2号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

認定第1号 平成22年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成22年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつ

けて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号であります。認定第2号 平成22年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成22年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び第2号について内容のご説明をいたします。

お手元に配付しております平成22年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページをお開き願います。平成22年度各会計予算は、財政健全化計画に基づき、経費の縮減を図りつつ、限られた財源を有効かつ効率的な活用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び教育環境整備に配慮した予算計上を行ったところでございます。健全化計画の遂行に当たっては、人件費の削減措置を継続し、町長で30%、副町長、教育長で25%、職員給与及び議員報酬で10%の削減を実施、継続したところでございます。積立金につきましては、普通交付税で人口急減補正や単位費用の増による交付額の増額により財政調整基金等へ5億5,000万円ほどの

積み立てを行い、年度末基金残高では16億5,000万円ほどとなったところでございます。

一般会計での主な歳入歳出の状況でございます。歳入につきましては、町税で前年度比215万1,000円減の1億7,148万4,000円、地方交付税は前年度比7,640万5,000円増の17億1,757万1,000円、国庫支出金は小中学校耐震化大規模改修補助金等の増収により前年度比8,812万2,000円増の4億6,134万5,000円、町債は小中学校耐震化大規模改修事業や過疎地域自立促進特別事業等の増収により前年度比9,988万4,000円増の2億6,118万7,000円となり、歳入総額で34億2,277万5,000円の決算となっております。次に、歳出でございますが、扶助費で子ども手当等の増額により前年度比4,286万7,000円増の2億3,846万7,000円、公債費で償還終了により前年度比2,896万3,000円の減の4億9,196万6,000円、投資的経費では小中学校耐震化大規模改修事業や災害復旧事業等の増加により前年度比2億9,991万6,000円増の4億6,873万円となり、歳出総額では33億6,348万6,000円の決算で、歳入歳出差し引き5,928万9,000円となっておりますが、このうち524万円が繰越明許費財源であり、実質収支といたしましては5,404万9,000円となるものでございます。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、平成21年度で臨時財政対策債を含め80.4%でありましたが、平成22年度では1.4ポイント減の81%まで減少したところであります。これは、普通交付税の交付額の増によるものであります。財政力指数につきましては、過去3カ年平均で12.3%と自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源に依然としてゆだねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

次に、各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図ってい

ることから、平成22年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。各会計決算額の表であります。一般会計では歳入34億2,277万5,000円、歳出で33億6,348万6,000円となり、歳入歳出差し引きで5,928万9,000円となりますが、翌年度への繰り越し財源524万円を差し引いた実質収支は5,404万9,000円となるものでございます。また、特別会計でございますが、8特別会計合計で歳入が11億551万6,000円で、歳出が11億401万4,000円となり、差し引き150万2,000円となるもので、全会計の合計では45億2,829万1,000円の歳入に対し、44億6,750万円の歳出で、差し引き6,079万1,000円となったところでございます。

なお、3ページから以降につきましては、各会計決算の主な内容をまとめてございますので、後ほどごらんをいただきたくお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第14、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 平成22年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成22年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も

含めこれに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査を含めこれに付託することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります大内議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせにより総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、委員長には川上総務文教委員長、副委員長には数馬総務文教副委員長を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。

また、決算特別委員会には、これらの資料等を使用いたしますので、お忘れのないように必ず持参願いたいと思います。

◎報告第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第15 報告第3号 平成22年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました報告第3号 平成22年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成22年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願います。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、報告第3号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー6をごらん願います。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告をするものでございます。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率と将来負担比率の4つの財政指標と地方財政法上企業会計として位置づけられる下水道事業会計、土地開発造成事業会計、水道事業会計の3特別会計の資金不足比率でございます。

各判断比率につきましては平成19年度決算より報告を行っておりますが、平成20年度からこれらの比率が国の示す一定の基準を上回りますと早期健全化団体や財政再生団体となり、議会の承認を必要とする財政健全化計画もしくは財政再生計画の策定が義務づけられ、自治体の財政運営は国や

道の管理下に置かれるものでございます。

各指標の内容でございます。初めに、実質赤字比率でございますが、普通会計の決算における赤字の割合を示す指標で、本町の場合は一般会計、診療所会計、土地取得会計の3会計に係るもので、この3会計での実質収支は繰越明許費財源を除き5,404万9,000円の黒字決算となっていることから、平成21年度同様、赤字比率はゼロとなっているものでございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、普通会計とそれ以外の各特別会計における赤字比率をあらわしておりますが、各特別会計で赤字決算をしておりませんことから、連結実質赤字比率につきましてもゼロとなっているところでございます。

実質公債費比率は、公債費等の支出に係る一般財源の負担割合を示すもので、平成21年度では11.2%でございましたが、平成22年度は長期債の償還終了などにより公債費の償還額が減少したことによりまして、前年度より1.2ポイント減の10.0%となる見込みでございます。

将来負担比率につきましては、全会計の公債費残高に対する一般財源の負担額、一部事務組合の公債費残高に対する負担額、そして職員が全員退職したと仮定した場合の退職手当組合への負担額等により算出されるものでございまして、平成21年度では142.2%となっておりますが、平成22年度では公債費残高の減少や充当可能基金保有額の増加によりまして、前年度より58.5ポイント減の83.7%となる見込みであります。

次に、資金不足比率でございますが、下水道事業会計、土地開発造成事業会計、水道会計の3会計の比率につきましては、それぞれ会計ごとに20%以上になりますと早期健全化団体となり、財政健全化計画同様、議会の議決を必要とする経営改善計画の策定が必要となるものでございますが、資金不足比率の算定方法は3特別会計ごとに異なりますが、下水道事業特別会計は決算における歳

入歳出の差し引きで算出され、平成22年度決算では一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、資金不足比率はゼロとなっているところでございます。

土地開発造成事業会計は、公債費の残高と未分譲地に係る土地の時価評価額との差し引きで算出されるもので、土地の時価評価額につきましては固定資産評価額をもとに算出しており、土地の時価評価額が公債費残高を上回っておりますことから、資金不足比率はゼロとなるものであります。

水道事業会計は、未収金、流動資産でございますが、と未払い金、流動負債の差し引きで算出され、未収金には水道料金の未収分や一般会計からの繰入金が含まれ、未払い金を上回っていることから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の財政4指標及び資金不足比率につきましては、すべて国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されますことから、引き続きこれらの比率を注視しながら財政運営を図ってまいりたいと考えております。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は、今後国や道との協議等により比率が変更となることもございますことから、暫定値としての報告でありまして、住民に対する公表につきましても昨年同様、町広報及びホームページにおいて行うこととしております。

なお、総務省におきましては、9月下旬から10月上旬にこの暫定値について公表を行う予定となっており、確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっていることを申し添え、本文に入らせていただきます。

それでは、本文でございます。1、財政健全化判断比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、10.0、83.7。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、35.0、

35.0。

2でございます。資金不足比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。土地開発造成事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第3号 平成22年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については報告済みといたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日15日を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日15日を休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方を願いたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（散会 午前11時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 高 橋 成 和

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 3 年

上砂川町議会第3回定例会会議録（第2日）

9月16日（金曜日）午前10時00分 開 議
午前11時13分 閉 会

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第34号 上砂川岳スキー場の廃止にともなう関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 4 議案第35号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）
- 第 5 議案第36号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）
※ 議案第34号～第36号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 6 調査第3号 所管事務調査について
- 第 7 派遣第3号 議員派遣承認について（追加日程）
- 第 8 意見書案第10号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 第 9 意見書案第11号 電力多消費型経済からの転換を求める意見書

○会議録署名議員

4番 数 馬 尚
5番 高 橋 成 和

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8名であります。

理事者側につきましては、永井教育次長が所用

のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成23年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、4番、数馬議員、5番、高橋議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 大 内 兆 春 議 員

○議長（堀内哲夫） 6番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（大内兆春） 私は、平成23年第3回定例会に当たり、1つは地域担当制度について、2つ目はごみ散乱防止条例の制定についてお伺いいたします。

23年度も半ばとなりましたが、改めて予算の執行状況を手にとり読み返すと、財政の健全運用を基本理念としながら、その目標遂行のためにも出

発する財源をして各所に創意と工夫の跡が見受けられます。教育環境の整備、福祉の充実等を図り、町民各位のサービスに徹し、明るい行政を念願とする姿勢に敬意をあらわすものでございます。

それでは、質問に入ります。1つ目の地域担当制度の町職員による各町自治会の事務局担当支援についてお伺いいたします。近年行政のあらゆる分野で住民との協働が大きなテーマとなっております。協働のパートナーはだれかという質問をすると、大きな都市部ではNPOと答える方と自治会、町内会と答える方がいますが、しかし本来住民と行政による協働によって住民自治を発展させようと考えれば、その受け皿としての自治体は極めて重要であります。

そこで、まず自治会について考えてみますと、防犯や防災、環境など、向こう三軒両隣の関係はその基本であります。特に東日本大震災の教訓として地域コミュニティの重要性を学んだことは記憶に新しく、鮮明に焼きついています。さらに、ほかの自治体の地域によっては幅広くさまざまな課題に取り組んでいる自治会もございます。しかし、問題点として一般的には自治会に加入していない人、お金を出すのも地域活動に参加するのも嫌、隣は他人で結構という方もおられますが、そうした中で当町の人口減少、高齢化等により運営に苦勞されている自治会も感じられます。そして、役員のみならず手はなかなか見当たらず、年々役員の確保にも苦勞しているのが現状でございます。地域社会の解体を克服するためにも改善策を講じなければなりません。そこで、庁舎内でご検討いただきまして、町職員による各町自治会の事務局担当支援をお願いいたしまして、2つ目の質問に移ります。

ごみ散乱防止条例の制定についてお伺いいたします。自然の環境を守り、住民の健康で快適な生活を保ち、豊かな自然を後世に引き継ぐためには、いわゆるごみ散乱防止条例、不法投棄、ポイ捨て禁止条例等の制定する自治体がふえてきていま

す。公園や道路の傍らなどにコンビニ袋に入った弁当の空き容器、空き缶、ペットボトルなどが無造作に捨てられていたり、ふんの始末をする用具を持たないで犬の散歩をする人が見受けられます。恐らく自分一人ぐらいすることは大したことではないとすることが結局は町をごみだらけにしてしまうこととなります。我が町の現象ではなく、多くの自治体の悩みでもあると思います。私の住んでいる地区でも年に2回、春と秋にクリーン作戦と称して、毎回100人前後の参加をいただき、道路沿い、沢の中のごみを回収しております。本当にさまざまなごみが捨てられています。手に余る粗大ごみは、役場をお願いして回収に当たっていただいています。捨てる側と回収する側のイタチごっこが続いているのが現状でございます。犯罪学に割れ窓理論がございますが、それと同じ現象が起きているのではないのでしょうか。ごみはごみを呼び寄せます。そこで、既に条例を制定した自治体のその内容を拝見いたしますと、住民に対し自分が原因で自宅外に出したごみやペットのふんを自宅に持ち帰るように義務づけております。違反者に対しては、町が改善勧告を行うほか、正当な理由なく勧告に従わない場合の町による命令権、ごみが放置されている市有地や建物に対する町職員の立入検査も規定されています。ポイ捨て問題に対する本質的解決の決定打が見出せないのが現状であり、モラルに頼っているだけではなかなか改善されませんので、本町においてもより一層の対策強化をするために早急に条例を制定すべきと考えますが、いかがお考えかお伺いいたします。

以上、花も実もある答弁をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、大内議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 6番、大内議員の1件目のご質問、地域担当制度、町職員による各町自治会

の事務局担当支援についてお答えいたします。

本町におきましては、住民自治の形成とよりよきコミュニティ活動の推進に向け、下鶉地区から東町地区まで8つの自治会、町内会を中心に地域住民の親睦と相互扶助を主眼にみずからの生活の向上と環境改善等に取り組まれており、あわせて人口減少や高齢化の進展など町が掲げる数多くの課題解決に向けましても積極的活動と支援をいただき、まさに行政運営の一翼を担っていただいていると思うもので、これから先も関係者の皆さんのお力添えにご期待申し上げるところであります。

ご承知のとおり、自治会等の活動は地域住民のより身近なコミュニティ活動の中心であり、地域事情に精通した自治会等が社会に貢献できる各種の活動を積極的に行うことにより住民自治の基盤が保たれ、地域住民が安心して暮らせる地域づくり、そして町づくりにつながるものと思うところであります。また、地方分権の進展に伴い、町民と行政が一体となって町づくりを進める協働の町づくりにおきましても、自治会等の果たす役割は大変重要であり、今後ますます活動の充実強化が求められ、その責任をも求められるのではないかと思料するもので、かねてよりこのことに対応できる体制整備に取り組む必要があると考えていたところであります。

ご指摘のありましたとおり、各町自治会におきましては人口減少や高齢化等により役員確保や行事の運営が大変厳しい状況にあり、いずれをとってみても全町的に共通した課題であり、特に中央地区と東町地区では高齢化率50%を超える限界集落となっているなど、自治会組織の維持運営に苦慮しているものと認識しており、どんな形であろうとも行政の支援は避けて通れないと思うところであります。

お話のありました地域担当制度の導入につきましては、先進事例を調べてみますと、空知管内では由仁町がこの制度を導入しており、制度の内容

といたしましては地域と行政を結びつけるパイプ役となることを目的に行政情報を提供し、情報の共有化を図るとともに、地域の諸課題把握が主な役割となっておりますが、制度導入から5年が経過した今も制度が浸透していない、情報共有が不十分など問題が生じており、具体的効果を見出せずにいるとのことでもあります。かかる状況の中、本町でのコミュニティの情勢やスムーズな自治会活動の維持に向け、確固たる制度の導入に至らずとも町職員の力が必要とのことで、事務局担当支援の導入について要請があったところでありますが、日々の地域活動の中から生じた切実な問題であると受けとめるもので、さきに申し述べましたとおり課題解決に向け何かをしなければならないとの強い思いでありますので、今後遅くならない時期をめどに要請にこたえられるよう検討してまいりたいと考えているところであります。求められる職員がまずもって地域とのパイプ役となり、各地区で何ができるのか、これまでのような運営をするにはどうすればよいのかなどの地域の自助とお互いが協力して何ができるかなど地域との共助、さらに行政として何ができるのかなどの地域への公助などの役割分担について自治会等の皆さんと協議をしてまいりたいと考えております。また、本町の置かれる状況から将来的には自治会等の運営を含めた地域の再編を視野に入れた対策が求められると思いますが、このことは大変重く、そして大きなことでありますので、行政主導で進めるのではなく、地域住民の主体性や自主性を尊重し、地域住民の総意のもと再編が求められる場合には誤りのない対応をしてまいりたいと思うところであります。また願うところでありますので、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、今後も人口減少や高齢化が進むのは明らかであり、地域が自主的に活動できる体制を構築するためには、行政と住民が双方の立場を理解し合い、ありとあらゆる方策を

検討し、積み上げなければならないと考えており、関係者の皆さんと積極的に協議を進め、既成概念にとらわれることなく上砂川らしさも含めつつ具体化してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。また、職員による各町自治会の事務局担当支援に限らず、高齢化が進む状況の中で地域住民の利便性を考慮し、住民サービスの向上を図る方法がないのかなど、幅広い視点で行政の進めを再点検し、職員と地域住民が良好かつ緊密な関係を保ちつつ住みよい町づくりがなせるよう努めてまいりますことを申し添え、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 次、高木住民課長。

○住民課長（高木則和） 6番、大内議員の2件目、ごみ散乱防止条例の制定についての質問にお答えいたします。

緑豊かな自然環境と快適な生活環境の保全是すべての町民の願いであり、各地域におかれましては毎年春、秋の2回、清潔な環境づくりを推進するため多くの住民の方々のご協力を得、また各種団体におかれましてもクリーン作戦を展開しております。大変感謝をしているところであります。これらの取り組みにより、ごみの不法投棄も年々減ってはきているものの、依然として山間部や沢沿いに空き缶やペットボトルのほか、一般ごみ、タイヤ等の粗大ごみの不法投棄も後を絶たない状況にあります。議員ご指摘のごみの散乱防止条例等の制定につきましては、平成15年12月に北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例が制定されたのを機に先進事例として札幌市、函館市を初め洞爺湖町、音更町などにおいても条例が制定され、空知管内では栗山町、新十津川町が条例化しております。

制定の経緯ではありますが、栗山町では平成16年にごみの有料化が開始されましたが、直後から国道や道道、町道等の沿線に空き缶等のポイ捨てや不法投棄が増加したことから、年2回の全町清掃を実施したとのことですが、効果があらわれず、

制定したものでございます。条例の内容は、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を禁止し、必要に応じ指導、勧告、命令を行い、命令に従わなかった者は2万円以下の過料に処するとの罰則規定を設けておりますが、不法投棄者が特定されなければ適用されないことから不法投棄は後を絶たず、改善されるには至っていない状況であると聞き及んでおります。また、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきましても、不法投棄をした者に対しては罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処することになっておりますが、これにつきましても不法投棄をした者を特定しなければならないことから、行政指導を含めた適用はごくわずかとなっているものであります。

本町におきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、罰則規定はないものの、公園、広場、道路、河川、そのほか公共の場所に紙くず、空き缶や空き瓶、その他廃棄物を捨て、また飼育する動物のふん等を放置し、公共の場所を汚してはならないと不法投棄の禁止を規定しております。町や地域では、これまで不法投棄されたごみの回収を行い、また町広報や立て看板等により不法投棄をしないように注意喚起を行っておりますが、町内居住者のみならず、町外からの通勤者と思われる者により依然として不法投棄はなくなる状況にあり、モラルに頼っているだけでは改善されないとのこと指摘のとおりであります。これが状況を改善するためには条例の制定前に不法投棄をさせない、できない環境づくりと条件整備も必要であると考えます。

このことから、今後の対策といたしまして、毎年春先に地域住民の快適な生活環境を保持するため、町職員や衛生協力会の会員及び一般の住民を含め協働によるクリーン作戦を定期的に行うとともに、ごみを捨てない、捨てさせないなど、住民の環境美化への意識改革とモラルの向上のためトラブルが生じないよう警察等の指導、協力を得な

がら職員や関係団体役員等による監視員制度の導入や通報制度の導入のほか、監視カメラの設置など行政と地域住民が一体となって不法投棄者の特定につながる監視体制の構築について検討してまいりたいと考えております。

ただいま申し上げましたとおり、段階的な取り組みを進め、これが状況を見きわめつつ既に条例を制定している市町に制定後の効果等の情報提供をいただきながら、本町でのごみ散乱防止条例の制定について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。大内議員。

○6番（大内兆春） 再質問ではありませんが、確かに今の2件の答弁を聞いていまして、十分理解できました。特に町長には将来に向けて展望の開ける実のある答弁をいただきました。ありがとうございました。

それと、ごみの件、散乱防止は私もわかっているのです。条例を設けたから、必ずしも100%なくなるかではないのです。今答弁にあったとおり、徐々に段階を踏んでいろいろな策を講じながらということはよく理解できましたので、ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ご苦勞さまです。

それでは、ないようですので、打ち切ります。

◇ 高橋成和 議員

○議長（堀内哲夫） 次、5番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（高橋成和） 私は、平成23年第3回定例会に当たり、通告しております福祉医療センターの今後の運営についてというタイトルで特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、町立診療所、老人保健施設、4つの併設している施設運営の今後の考え方についてお伺いいたします。

質問の趣旨を説明させていただきますが、厚生

建設常任委員会の所管事務調査におきまして、昨年の10月に老人保健施設成寿苑の大規模改修工事の現地調査とことしの5月に老人福祉施設である特別養護老人ホームはるにれ荘、デイサービスセンター、地域包括支援センターの調査を行いました。施設の利用状況や今後の施設運営についての利用者負担のホテルコストについての説明をいただき、また施設内の介護備品や設備機器の老朽化による故障と損傷も頻繁に起きており、年次更新を図りながら進めている状況や車いすや歩行補助器など利用者のニーズに合わせて整備していかなければならないという問題点を担当者から伺いました。現在のところ、老人福祉施設の運営にかかわる特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、地域包括支援センターについての会計は問題はなく、また町立診療所にかかわる町立診療所事業特別会計におきましては一般会計からの繰り入れを行い収支の均衡を図っております。老人保健施設成寿苑の運営にかかわる老人保健施設事業特別会計につきましても、これまで同様黒字になる見通しであり、問題はないように思います。これまでの施設職員の人件費の削減や配置について見直しを行い、ほかにも医療費の見直しやさまざまな経費の抑制にも努め、担当者間で努力をしてきた成果により、現在円滑な施設運営ができていますのかと思われまます。今後も併設している施設でございまして、各会計の収支の均衡を図りながら運営していくことが望まれますので、幾つか質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

1つ目の質問でございますが、平成22年度において老人保健施設成寿苑の大規模改修が完了したことにより、これから5,400万円の起債の償還が今後始まります。この返済の方法について教えてください。今後の施設運営においてどの程度の経費負担や会計への影響があるのかお聞かせ願います。

2つ目の質問でございますが、冒頭にもお話し

しておりますが、これまでも行財政改革の推進を行ってきた際に施設職員の人件費の削減や介護員、看護師についても定年退職者が出た場合の補充につきましては、嘱託職員や臨時職員を採用するなど歳出の抑制に努めてきております。これ以上の人件費の削減を行うことは質の高いサービスを提供していく上で支障を来すところでございますし、大変危惧されるところでございます。適正な事務事業を行う上で施設職員の職務分担については、今後の定年退職者の補充や後任の引き継ぎも含めましてどのような見解をお持ちか伺いたします。

さらに、質問が重複いたしますが、現在4つの施設の福祉医療センターにおいて医師であるセンター長1人が100人ほどの患者や利用者を診察していることから非常に激務であるかと思われまます。今後におきましても、施設の形態や財政状況、施設の利用者数や医療費収入の減収が想定され、医師を増員するということが非常に困難でございますが、できることであればこれまでと同様にセンター長の診療報酬にのっとり環境整備が今後必要かと思われまます。近隣自治体にも似たような形態の複合施設があるかと思われまますが、サービスを含めて福祉施設と医療現場においてどのような課題が現在のところあるのか伺いたします。

3つ目の質問でございますが、昨年からの2回にわたる所管事務調査でも自分自身の見解として今後を見据えると財政状況の動向にもよりますけれども、町独自ですべての施設の運営管理を行っていくのは大変難しくなっていくのかなと思われまます。指定管理者制度等を利用し、業務を委託することや完全に民間業者に委託することで管理運営経費の削減と歳出の抑制ができると思われまますので、入所者のサービスにおけるメリットやデメリットも含めこれから検討していく必要があると思われまます。これまでも担当者間において十分検討してきているとは思われまます、将来を見据え今後

の福祉医療センターのあり方について伺いたします。

以上、明確な答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの5番、高橋議員の質問に対し、答弁を求めまます。高橋福祉医療センター参事。

○福祉医療センター参事（高橋 良） 5番、高橋議員、福祉医療センターの今後の運営についてお答えいたします。

福祉医療センターにつきましては、昭和56年開設の特別養護老人ホームと平成元年開設の老人保健施設のほか、診療所及びデイサービスセンターの4施設が併設されており、さらにデイサービスセンター内に地域包括支援センターを設置し、高齢者のケアプラン作成から介護サービス提供までを一貫してできる体制になっているところでございます。

初めに、ご質問の1点目、平成22年度老人保健施設大規模改修事業で発行いたしました起債の返還方法と今後の施設運営における負担と影響についてであります。昨年度実施いたしました大規模改修事業は消防法の改定に伴いスプリンクラーの設置が義務づけられたことから、入所者の安全確保とあわせて特浴槽の更新や老朽箇所改修等を行ったところであります。この事業の実施に当たり、国等の補助金がないことから財源措置のある過疎債を発行したものであります。起債の発行額は5,380万円で、借り入れ料金につきましては年利1.0%、3年据え置き、9年元利均等償還の12年償還となっており、平成23年度から25年度までの3カ年は年間53万8,000円の利子のみの償還となり、平成26年度から34年度までは元金と利子を合わせて毎年度626万6,000円を償還していくものであります。老人保健施設会計にありましては、平成16年度以降は一般会計からの赤字補てんのための繰り入れを行わず、平成22年度決算においては余剰となる1,660万円を一般会計に繰り出

しているところであります。また、このたび借り入れたしました過疎債は、起債の元利償還額の70%が普通交付税で措置されるもので、実質的な負担は30%相当分となり、今後の起債償還額が施設の運営に支障を及ぼすものではなく、さらに町の財政健全化判断指数においても大きな影響を及ぼすものではないと考えております。

次に、2点目のご質問の職員の配置についてであります。議員ご指摘のとおり行財政改革の一環として、人件費削減のため町職員が退職した場合には嘱託もしくは臨時職員で補充してきておりますが、国の職員配置基準が設置されておりますことから、この基準に基づき職員数を減らすことなく配置し、施設運営を行っているところであります。しかしながら、看護師の退職に伴う補充につきましては、社会的に人材が不足していることから、正看護師につきましては正職員として、また介護員につきましても介護福祉士の有資格者にありましては月額による嘱託職員として採用することとして人材の確保に努めているところであります。今後におきましても、適正なサービスの提供を行っていくために配置基準に基づく必要人員の確保に努めてまいりますとともに、施設運営上サービスの低下や業務の停滞につながらないように育成期間や引き継ぎ期間を考慮し、特に主任職の職員については正職員での補充について検討してまいりたいと考えております。また、医師の業務量につきましては、成寿苑の開設当初から医師の配置基準は入所者定員100人以下のため0.5人の配置となっていたことから、午前中は診療所での外来患者の診療、午後からは成寿苑の入所者を回診することとしており、はるにれ荘の医師の配置基準は入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な人数となっていることから、医師との調整の上、週1回、午後から回診することとしており、医師1人で過大な負担とならない体制としております。さらに、医師の診療報酬に沿った環境整備についてであります。診療所にお

ける診療体制及び施設全体の環境整備につきましては、これまでも医師と十分に協議を行い、医療設備を含め環境整備を行ってきたところでありますので、現在のところ課題等は生じておりません。今後におきましても、医師の診療方針に基づき対処してまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問の今後の福祉医療センターのあり方についてであります。近隣市町の施設において指定管理者制度を活用した公設民営化方式、または施設譲渡による民間での施設運営方式への管理運営体制の移行が進められている状況にあります。本町におきましては、脆弱な財政状況の中で平成13年から行財政改革を進めており、現状のままでの施設運営は将来的に困難になると思われることから、他市町と同様に指定管理者制度などのあらゆる方法について検討しなければならないと思うものであります。しかしながら、検討に当たっては入所者に不安を与えたりサービスの低下を招くことがあってはならないので、誤りのない対応を念頭に慎重に対処してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げて、ご質問に対します答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。高橋議員。

○5番（高橋成和） 再質問ではないのですが、先ほど詳しい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

3年据え置きということで、去年の大規模改修というのは負債にならないというご説明をいただきました。平成12年にはるにれ荘を改修し、その償還も大体終わってくるということで、当面の間独自で運営できるということですので、ちょっと自分も安心しているところでございます。ただ、将来的に見るとこれから人間関係を考えていかなければいけないと思いますので、ぜひとも計画にも入れていただければと、そう思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

した。

○議長（堀内哲夫） 要望ですね。

その他ないようでございますので、打ち切ります。

◇ 水 谷 寿 彦 議員

○議長（堀内哲夫） 次、2番、水谷副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（水谷寿彦） 私は、平成23年第3回定例町議会に当たり、通告してあります1点について質問いたしますので、ご答弁をお願いするものであります。

教育を町是とする上砂川町でありますので、当町の児童生徒の課外活動、クラブ活動、日ごろの活動が社会的にすばらしいと思うことや頑張っている姿に対し、懸垂幕や看板等を設置して子供たちを称賛し、その活動の状況や結果を地域住民に周知することを制度化してはいかがでしょうか。もちろん当町住民を初め、訪れる町外の人たちの目に触れることで上砂川町に対して多くの関心を持つのではないかと考えるのであります。

先般8月6日、岩見沢市文化センターまなみーる大ホールにおいて開催された第56回空知地区吹奏楽コンクール中学校C編成の部において、上砂川中学校が金賞を受賞した上、さらに空知地区の代表として全道大会に出場し、札幌のコンサートホールk i t a r aにおいて演奏する権利を獲得したのであります。私は、大変な感動を覚えました。なぜなら、空知管内には中学校が52校ほどありますが、その中で生徒数がどんどん減少する傾向の中にあっても55名以内のA編成で出場している中学校が3校、35名以内のB編成で出場している中学校が12校、そして25名以内のC編成で出場している中学校が14校あり、合わせて29校がこの大会にエントリーしております。また、逆におよそ半数に近い中学校がバンドを組むことができない学校もあるのであります。上砂川中学校は、申し上げるまでもなく1年から3年生まで合わせて

全生徒数が91名であり、来年以降はさらに減少することが明白であります。しかし、上砂川中学校は22名のメンバーが全力で頑張り、4月に入学してから初めて楽器を持つ1年生もいる中での全道大会出場の快挙は褒めたたえる価値は間違いなくあるのではないかと思うものであります。岩見沢の大ホール1,183席、ほぼ満席の聴衆がいる中で、代表は上砂川町立上砂川中学校と発表されたとき、そこにいた人々はどのように思ったかを考えていただきたいと思います。そして、空知の代表として札幌コンサートホールk i t a r aで、空知地区大会でもそうであります。演奏前に学校名と曲名と、そして指揮者の名前が発表され、k i t a r aホール2,020席のほぼ満員の聴衆のいる会場で演奏が開始されるのであります。

聞くところによりますと、本年上砂川中学校はほかにも全道大会に進出したクラブがあると聞いております。ぜひ児童生徒の頑張りに対して町内外に周知し、子供たちをさらに励ましてはいかがでしょうか。町広報や町ホームページでも紹介してあげていただきたいのであります。教育は、町民全体とともに教え育てる意識を持つことが大切なことと思うからであります。吹奏学部については、かつて全道大会出場の常連校であったはずであります。本年の大会が56回大会ですが、上砂川第一中学校、そして統合され上砂川中学校の前後、今から43年前の1968年第13回大会から15年にわたって毎年全道大会へ進出していたという記録が残されております。当時は生徒数も多かったことにもよりますが、現在の生徒数の状況と比較をしてみても、本年の吹奏学部はまことに称賛に値すべきことと思います。子供たちの活躍や頑張り、町民全体とともに教え育てるという意識を高め、さらには町外から上砂川町で子供を育てたいと考える人がふえるのではないかと期待をするものでありますので、ぜひ行政挙げての子供たちのPRをすることを考えていただくようお願いをして質問を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、水谷副議長の質問に対し、答弁を求めます。勝又教育長。

○教育長（勝又 寛） 2番、水谷議員のご質問、小中学校の児童生徒の活動に対し、大きな活躍や感動する行動等があった際に懸垂幕や看板を設置し、顕彰する制度のあり方についてお答えいたします。

児童生徒のクラブ活動等につきましては、中学校での部活動といたしまして、野球部、バレー部、バスケット部、バドミントン部、吹奏学部が全道大会を目指しまして日々練習に励んでいるところであります。町といたしましても、これらの活動に対して各種大会の参加料や出場に伴う経費について支援をしているところであります。

本年度の各部の活動成績であります。このたび上砂川中学校吹奏学部におきまして、議員のご質問にございますように8月6日の岩見沢市民会館大ホールで開催されました第56回空知地区吹奏楽コンクールにおきまして吹奏学部生徒20名が20人以下で構成されるC編成に出場し、出題曲「元禄」を演奏いたしまして、空知管内からの出場校14校中最高賞であります金賞を受賞し、23年ぶりに9月3日に札幌コンサートホールk i t a r a大ホールで開催されました第56回北海道吹奏楽コンクールの出場権を獲得したところであります。これは、部員の生徒たちの努力はもとより、保護者の皆さんや関係各位の方々のご協力、ご支援のたまものであり、上砂川町並びに教育委員会といたしましても大いに賛美するもので、近年にない誉れを表するものであります。全道大会では、空知代表として和太鼓や神楽鈴などさまざまな打楽器と管楽器の組み合わせが魅力の空知地区大会と同様の「元禄」を演奏し、全道各地から参加27校中の銅賞を受賞したところであります。また、陸上競技におきましては、昨年男子100メートルリレー等で8名が全道大会に出場し、本年も女子走り幅跳びで1名が札幌市での全道大会に出場したものであります。

このような各種全道大会への出場を初め、善行する活躍、他団体から表されたことには、現在学校だよりや町広報を活用し、町民の皆さんにお知らせをしているところであります。議員のご指摘の児童生徒の日ごろの努力や活躍をより多くの町民の方に知ってもらうことは大変重要であると考えることから、中学校の部活動での活躍のみならず、日常的に児童生徒の何らかの功績を広く周知することで子供たちが勉学や各種部活動等において励みとなり、志気が向上するだけでなく、学校教育全般の質の向上につながるものと思料されることから、今後はホームページなどによる住民周知のほか、懸垂幕、看板などの周知、さらに顕彰制度につきましても学校とも十分に協議して実施してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○副議長（水谷寿彦） ございません。ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 数 馬 尚 議 員

○議長（堀内哲夫） 次、4番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（数馬 尚） 私は、平成23年第3回定例会に当たり、通告してあります町福祉バスふれあい号の利用料についてお伺いします。

町福祉バスは、町民の親睦、交流、研修、福祉向上、町づくりへの参加等を大きな目的として運行されていると考えております。かつては地域活動諸団体に対する優遇措置もあって大いに利用されていたものですが、当時と比較すると現在は利用度合いも少なくなっていると思っております。利用が減った原因は、人口の減少や高齢化による行動範囲の縮小等いろいろあるとは思いますが、

やはり一番大きな要因はバス利用料の負担にあると思います。研修旅行を計画しても、年金生活者が多く、安い参加負担金の中からバス代を捻出するのは大変です。幸いなことに、昨年2月に福祉バスが更新されました。私の記憶では、福祉バス利用料は運行燃料費の実費のみ利用者が負担するというので、維持管理費や車の減価償却費などは負担の対象とはなっていないと思っております。現行料金は、走行距離に応じて20キロメートルごとに利用料が定められています。一例を挙げますと、100キロメートル走行すると1万8,000円となっています。実勢価格と比較すると相当割高になっていると思いますが、いかがでしょうか。今回大型バスから中型バスに更新され、燃料費も軽減されたと思いますので、町民の皆さんが手軽に利用できるような実態に見合う利用料の改定について町長の見解をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの4番、数馬議員の質問に対し、答弁を求めます。山本福祉課長。

○福祉課長（山本丈夫） 4番、数馬議員のご質問、町福祉バスふれあい号の利用料についてお答えいたします。

福祉バスは、住民の交流や福祉増進のため、昭和54年7月から定員65名の大型バスを導入し、運行を開始したものであり、3台目となります現在のバスは、昨年2月に1回当たりの乗車人数の状況を勘案しつつ、機動性や運転性を考慮し、2台目の定員58人の大型バスから定員42人の一回り小さい中型バスに更新したものであります。

福祉バスの運行や利用の負担金につきましては、平成10年度には老人クラブなどの主に福祉に関係する団体が対象の負担金免除団体数を16団体から11団体に縮減し、平成17年度からの第3次行財政改革の計画の中では休止対象とされたものでありますが、住民のコミュニティ促進の重要性にかんがみ、平成19年度から福祉団体が対象の負担金免除と自治会等の年1回の負担金免除を取り

やめ、町行事などの公的利用以外はすべて負担金をいただくとの住民の皆さんのご理解とご協力のもと運行を継続しているものであります。

こうした中での近年の福祉バスの運行状況であります。年間120件前後の利用で推移しており、町や議会並びに学校の授業や行事による負担金を要しない公的利用が大半を占め、負担金を納めていただいている各種関係団体の利用状況は平成22年度で各町自治会、子ども会を初め消費者協会及び福祉、文化、体育の各関係団体の17件となり、その負担金の額は年間37万5,000円、1件当たりの平均額は約2万2,000円となっているところであります。

福祉バスの利用に関しては、燃料費のほか運行にかかわる経費等の実費相応分を負担していただくの考えから、運行当初から負担金の負担をお願いをしてきたところでございます。20キロメートル1万円から300キロメートル3万円まで、20キロメートル刻みで設定をしており、例えば札幌市まで180キロメートルの利用では2万4,000円、旭川市までの140キロメートルの利用では2万2,000円となっているものであります。この負担金の額につきましては、議員ご指摘のとおり福祉バスとして町民の方に愛され、そして使いやすいようにと大型バスのときから極力負担が少なくなるよう低目に設定との福祉的配慮の上、導入当初からそのまま現在に至っているものであります。また、福祉バスの更新に伴う燃料費についてであります。従前の大型のバスの燃費は1リットル当たり2キロメートルでありましたが、現在の中型バスは3キロメートルとなっており、3割ほど軽減が図られたものの、一方で燃料であります軽油の単価が大型バス導入時には70円程度でありましたが、年々上昇し、現在では140円程度と倍増となっており、燃料費の軽減分を吸収するには至っていない実情にありますことと、それから行財政改革を進めている、まだ現在さなかにありますことで、当面は現状のままでの利用負担をお願いしつ

つ運行を続けてまいりたくご理解願うものであります。

なお、今後の運行継続に当たりましては、議員ご提案の一層利用しやすい負担のあり方につきまして、燃料費などの動向等を考慮しながら今後の検討課題とさせていただきますことを申し添え、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。数馬議員。

○4番（数馬 尚） ただいまの答弁をお聞きしました。

答弁の中で、いわゆる燃料費以外の要素の部分についても若干触れられておりましたけれども、もうちょっと具体的にその中身について教えていただきたいのと、それから私の知っている範囲では、現在の軽油ですか、いわゆる実勢価格が130円前後ということで、リッター当たり3キロ走るとすれば1キロ当たりの実際の消費量に対する値段というのはまだまだ低くなっているのではないかなというふうに考えるのですが、そこらあたりも含めまして再質問したいと思います。

○議長（堀内哲夫） ただいまの再質問に対しまして、答弁を求めます。山本課長。

○福祉課長（山本丈夫） ただいまの再質問についてお答えをいたします。

まず、燃料費以外の要素ということでございますけれども、実費相応分という言い方をさせていただきましたが、燃料費のほか、油脂類などといったいろんな要素が含まれております。それから、更新経費、こういったものも実際に直接はかけていないわけでございますけれども、設定当初からおおむね民間のバスだとかそういったことも勘案しながら低目に設定をしてきたという経緯があるということでございます。

それから、燃費の関係でございますが、8月現在でございますけれども、現在軽油は140円ほどで町の場合は契約をして入れてございます。これは、消費税相当分も含めた金額でございます。

そういった中で、確かに燃料費だけであれば負担金の額には満たないことにはなりますけれども、前段申し上げましたその他の経費も含めながら考慮されて設定をした料金であるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（堀内哲夫） ただいまの再質問に対する答弁に対し、再々質問があればどうぞ。

○4番（数馬 尚） 人件費的な要素も入れると、値段はいかようにも設定できると思うのです。やっぱり町民の利便、福祉向上等を考えたときに、原則としては私やっぱり燃料の実費というのが一番基本線に立つのではないかなと思っておりますけれども、答弁聞きましたので、今後努力していただきたいということを申し上げまして、要望にしたいと思います。

○議長（堀内哲夫） 要望ですね。わかりました。ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで区切りのいいところで休憩したいと思います。11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時59分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎議案第34号 議案第35号 議案第36号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第34号から日程第5、議案第36号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第34号 上砂川岳スキー場の廃止にともなう関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 上砂川岳スキー場の廃止にともなう関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第35号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第36号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成23年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、派遣第3号 議員の派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますので、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

た。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案2件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第10号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、意見書案第10号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について議題といたします。

5番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（高橋成和） 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年9月16日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 高橋成和

賛成議員 水谷寿彦 齋藤勝男

数馬尚

本文のほうに移らせていただきます。

意見書案第10号

森林・林業・木材産業施策の
積極的な展開に関する意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心と期待が寄せられているところです。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続き経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進め、道産材の利用促進により森林・林業の再生を図ることが重要です。

また、先般の東日本大震災により、東北地方を中心に未曾有の大被害をもたらしたところであるが、その復旧・復興が必要であるため、以下の項目を実現するよう要望します。

記

1. 東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。
2. 今般導入される地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を位置付けるなど森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保による森林経営対策を推進すること。
3. 間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、担い手育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械科の推進、森林整備経費の定額助成の導入など効率的施業の推進と所有者の負担軽減を推進すること。
4. 低炭素社会の実現に着目した公共建築物や民間住宅・事務所等での地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の転換の検討に当たって、木質バイオマスエネルギーを最大限活用するなど国産材の利用拡大を推進すること。
5. 森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長により、川上・川下が一体となった森林・林業の再生に向けた取り組みを推進すること。
6. 国民共有の財産である国有林については、一

般会計により、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月16日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫
提出先 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第11号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、意見書案第11号 電力多消費型経済からの転換を求める意見書について議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） 電力多消費型経済からの転換を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に

より提出する。

平成23年9月16日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 斎藤 勝男

賛成議員 大内 兆春 横溝 一成
川上 三男

本文に入らせていただきます。

意見書案第11号

電力多消費型経済からの
転換を求める意見書

3月に発災した東日本大震災の影響もあり、日本経済の先行きは今後も予断を許さない状況にある上、東京電力福島第一原発の事故を受けて、エネルギー供給が制約されるなかで長期的な電力消費の抑制が必至となっています。

現在、各家庭では省エネ・節電対策を励行し、大口消費者である企業などでも電力消費の抑制に努める動きが定着しています。しかし、節電努力の要請が長引くと見込まれるなか、現在のような個々の努力に委ねられている場当たりの「節電対策」のままでは、社会全体の対応としては限界があります。

そのため、これまでのいわゆる“当面の対応”から脱却し、「電力多消費型」経済社会からの転換を図り、省エネ・節電対策が日常的・安定的に実施できる社会を早急に実現する必要があります。

よって、政府におかれては、電力消費を低減する対策とともに、「電力多消費型経済」から転換させるため、以下の項目を早急に決定・実施するよう強く求めます。

記

1. 家庭での省エネ、エコ化の早期推進のため「節電エコポイント」（仮称）を創設し、省エネ型家電への買い替え（旧式の冷蔵庫・エアコンの買い替え）、LED照明の普及を促進する。住宅エコポイントは改修工事の対象範囲などを拡充したうえで再実施する。

2. 事業所等における太陽光発電設備やLED照明導入など省エネ投資を促進するため、税制、財政、金融面での支援措置を講じる。

3. 企業における長期休暇取得や輪番操業の徹底、在宅勤務の推進などを図る。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月16日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第11号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号 電力多消費型経済からの転換を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましてはすべて終了いたしましたので、平成23年第3回上砂川町議会議定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前11時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 高 橋 成 和

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.14	9.16
1	堀 内 哲 夫	○	○
2	水 谷 寿 彦	○	○
3	斎 藤 勝 男	○	○
4	数 馬 尚	○	○
5	高 橋 成 和	○	○
6	大 内 兆 春	○	○
7	川 上 三 男	○	○
8	横 溝 一 成	○	○
9	柳 川 暉 雄	×	×

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.14	9.16
町 長	貝 田 喜 雄	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○
教 育 長	勝 又 寛	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
総 務 課 長	西 村 英 世	○	○
企 画 振 興 課 長	林 智 明	○	○
住 民 課 長	高 木 則 和	○	○
福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○	○
税 務 出 納 課 長	中 島 隆 行	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○
教 育 次 長	永 井 孝 一	×	×
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	清 野 勝 吉	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.14	9.16
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○